

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター（以下「この法人」という。）の定款第20条及び第43条第1項の規定に基づき、この法人の役員及び評議員に対する報酬等及び費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、定款第33条第1項の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- 二 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 三 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- 四 評議員とは、定款第17条の規定に基づき置かれる者をいう。
- 五 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- 六 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（第14条において「認定法」という。）第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、その名称の如何を問わない。
- 七 費用とは、職務を遂行するために必要な旅費その他の経費であって、報酬等以外の経費をいう。

(報酬等の区分)

第3条 役員等には、その勤務形態に応じて報酬等を支給する。

- 2 常勤役員の報酬等は、本給、調整手当、通勤手当、期末手当及び退職金とする。
- 3 非常勤役員の報酬等は、非常勤役員手当とする。
- 4 評議員の報酬等は、評議員手当とする。

(本給)

第4条 常勤役員の本給は月額とし、別表に定める額を上限として、理事については理事会で、監事については評議員会でそれぞれ決定する。

(調整手当)

第5条 常勤役員の前払手当は月額とし、本給月額に100分の12の割合を乗じて得た額とする。

(本給及び調整手当の日割計算)

第6条 常勤役員が月の途中において新たに就任し、又は退任し、若しくは解任された場合は、その月の本給及び調整手当を日割りで支給する。ただし、死亡したときは、その月の本給及び調整手当の全額を支給する。

- 2 前項の日割計算は、本給及び調整手当の月額を、それぞれその月の休日以外の日数（その月の暦日数から休日の日数を重複のないように控除した日数をいう。次項において同じ。）で除して得た額に、その月の在任日数（休日の日数を重複のないように控除した日数をいう。次項において同じ。）を乗じて得たそれぞれの額の合計額を支給する。
- 3 常勤役員が月の途中において役職を異にする役員に就任した場合は、異なる役職ごとの本給及び調整手当の月額を、それぞれその月の休日以外の日数で除して得た額に、その月の異なる役職ごとの在任日数を乗じて得たそれぞれの額の合計額を支給する。
- 4 前2項及び第12条第7項の休日は、次のとおりとする。
 - 一 土曜日及び日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日（国民の祝日、国民の祝日の振替休日及び国民の休日）
 - 三 年末年始（12月29日から1月3日まで）
 - 四 創立記念日（10月21日。創立記念日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
 - 五 夏季休日（8月13日から8月16日まで）
 - 六 7月及び9月の第2金曜日及び第4金曜日
- 5 第2項及び第3項の規定による計算の結果生じた1円未満の端数は、これを1円に切り上げるものとする。

（通勤手当）

- 第7条** 常勤役員の通勤手当は、住居から勤務場所までの間に利用する公共交通機関（一乗車区間につき1キロメートル以上の場合に限る。）に要する費用について、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による通勤用定期乗車券の6か月相当額を支給する。
- 2 常勤役員が通勤手当の支給対象期間中に退任し、又は解任された場合は、残余期間に係る払戻し相当額を精算する。

（期末手当）

- 第8条** 常勤役員の期末手当は、次項に定める基準日にそれぞれ在任する者に支給する。これらの基準日の属する月に退任し、若しくは定款第42条第1項第2号に該当して解任（第5項において単に「解任」という。）され、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。
- 2 期末手当の基準日は、6月期については同年5月末日、12月期については同年11月末日とする。
 - 3 6月期に支給する期末手当の支給対象期間は、前年の12月1日から5月末日まで、12月期に支給する期末手当の支給対象期間は、6月1日から11月末日までとする。
 - 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、一般職の職員の給与に関する法律第19条の4第2項及び第19条の7第2項第1号ロに定める指定職俸給表の適用を受ける職員に係る期別支給割合（当該期末手当を支給する年度の前年度において適用された期別支給割合とする。）を乗じて得た額とする。

- 5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退任し、若しくは解任され、又は死亡した常勤役員にあっては、退任し、若しくは解任され、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき本給及び調整手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、期末手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 支給対象期間の途中において新たに就任した場合又は第1項後段の規定による場合の期末手当の額については、当該支給対象期間におけるその者の在任期間に応じて、第4項の規定による額を月割計算（1月に満たない端数を生じたときは、16日以上を1月と計算する。）した額とする。
- 7 第4項又は前項の規定により計算した結果、期末手当の額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（退職金）

- 第9条** 常勤役員の退職金は、退任し、解任され、又は在任中に死亡した場合に支給する。ただし、常勤役員が定款第42条第1項第1号又は同条第3項の規定により解任されたときは、退職金は支給しない。
- 2 退職金の額は、在任期間1月につき、常勤役員が退任し、解任され、又は死亡した日（以下「退任の日」という。）におけるその者の本給月額に、100分の20の割合を乗じて得た額とする。ただし、第6項後段の規定により引き続き在任したものとみなされた者の退職金の額は、異なる役職ごとの在任期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退任の日における当該異なる役職ごとの本給月額に、100分の20の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。
 - 3 前項の規定による退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。
 - 4 在任期間及び役職別期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（次項において「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。
 - 5 第2項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在任期間の在任月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在任月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在任月数から同様に1月を減ずるものとする。
 - 6 常勤役員が、任期満了の日の翌日において再び同一の役職の役員に就任したときは、引き続き在任したものとみなし、その者の退職金は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に就任したときも同様とする。
 - 7 退職金は、常勤役員が退任し、又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。
 - 8 前項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、常勤役員の死亡当時、主と

してその収入により生計を維持し、又は常勤役員と生計を共にしていた者

三 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、前号に該当しない者

9 前項各号に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、同項第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先順位、実父母を後順位とし、その他の親族については、職員と親等の近い者を先順位とする。

10 退職金の支給について同順位の遺族が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(非常勤役員手当)

第10条 非常勤役員手当は、定款に定める職務の遂行に対して、1日につき25,000円を支給する。

(評議員手当)

第11条 評議員手当は、評議員会出席1回につき、次に掲げる区分により支給する。

一 評議員会の議長 30,000円

二 その他の評議員 25,000円

2 評議員会の議長以外の評議員が、定款第26条第3項の規定により議長の職務を代理するときは、前項第1号の評議員手当を準用する。

3 定款第31条第1項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた場合及び定款第32条の規定により評議員会への報告があつたものとみなされた場合には、第1項の規定にかかわらず、同項第2号の評議員手当を支給する。

(報酬等の支給の方法)

第12条 常勤役員の本給及び調整手当は、毎月20日にその月の月額を支給する。

2 常勤役員の通勤手当は、支給対象期間開始日の属する月の前月20日に支給する。

3 常勤役員が月の途中で新たに就任し、又は退任し、若しくは解任された場合であつて、前2項の規定により難いときは、就任し、又は退任し、若しくは解任された日の翌日から30日以内に支給するものとする。

4 常勤役員の期末手当は、毎年6月15日及び12月5日に支給する。

5 常勤役員の退職金は、予算その他の特別の事情のある場合を除き、支給事由の発生した日から30日以内に支給する。

6 非常勤役員手当及び評議員手当は、当月分を翌月20日に支給する。ただし、3月開催の理事会（定款第49条第2項に定める理事会の決議の省略を含む。）及び評議員会（定款第31条第1項に定める評議員会の決議の省略を含む。）に係る職務の遂行については、当月末日までに支給する。

7 第1項、第2項、第4項及び前項の場合において、支給日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

8 役員等の報酬等は、法令に基づき報酬等から控除すべき金額を控除し、その残額を役員等が指定する銀行の本人名義の口座に振り込むものとする。

(費用)

第13条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 前項の費用のうち旅費の支給については、別に定める役員等旅費規程による。

(公表)

第14条 この法人は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第15条 この規程の改正は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定中法人の名称に関する部分及び第7条第1項の改正規定中「寄附行為第20条第1項第1号」を「定款第42条第1項第2号」に改める部分並びに第2条第2項、第8条及び第9条第3項の改正規定並びに次項の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成22年2月1日。以下「移行の登記の日」という。)から施行する。

2 移行の登記の日の前日に財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター(以下「旧法人」という。)に在任する常勤役員であって、移行の登記の日以降引き続きこの法人の常勤役員となった者の在任期間は、その者の旧法人の常勤役員としての在任期間を、この法人の常勤役員としての在任期間とみなす。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2023年3月15日から施行する。

(役員退職金規程の廃止)

2 役員退職金規程は、廃止する。

(評議員報酬規程の廃止)

3 評議員報酬規程は、廃止する。

別表（第4条関係）

役員の区分	本給月額
理事長	1,060,000円
専務理事	979,000円
常務理事	903,000円
理事	849,000円
監事	653,000円